

鳥取市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月20日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第42号

鳥取市営駐車場条例の一部を改正する条例

鳥取市営駐車場条例（昭和48年鳥取市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市営幸町駐車場の項を削る。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

第13条第1項中「及び幸町駐車場」を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とし、別表第5を別表第4とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。